



平成 25 年 11 月 11 日

各 位

埼玉県春日部市赤沼 870 番地 1
会 社 名 株 式 会 社 篠 崎 屋
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 樽 見 茂
コ ー ド 番 号 2 9 2 6 東 証 マ ザ ー ズ
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 兼 内 部 監 査 部 長
兼 I R 室 長 沼 寄 昭 宏
電 話 0 4 8 - 9 7 0 - 4 9 4 9

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更を決議しましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において、定款の一部変更のうち、単元未満株主の権利制限に関する条文の新設等を平成 25 年 12 月 17 日開催予定の第 27 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 株式分割および単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）の趣旨に鑑み、当社株式の分割を実施するとともに単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割および単元株制度採用に伴う投資単位の実質的な変動はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	144,366 株
今回の分割により増加する株式数	14,292,234 株
株式分割後の発行済株式数	14,436,600 株
株式分割後の発行可能株式総数	50,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 26 年 3 月 14 日 (金曜日)
基準日	平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日)
効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日)

(参考) 平成 26 年 3 月 27 日 (木曜日) をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株制度採用に伴い、会社法第 184 条 2 項および第 191 条の規定に基づき、平成 26 年 4 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。また、議決権を有しない単元未満株主の権利の内容に関する規定を新設するため、平成 25 年 12 月 17 日開催予定の第 27 期定時株主総会において、変更定款第 8 条 (単元未満株式についての権利) の新設を付議いたします。

- 株式の分割割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条 (単元株式数) を新設いたします。
- 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条 (単元未満株式についての権利) を新設いたします。
- 第 7 条および第 8 条の新設に伴う条数の変更を行います。
- 現行定款第 6 条の変更ならびに第 7 条および第 8 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示す)

現行定款	変更案
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>500,000 株</u> とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000 株</u> とする。
(新設)	<u>第 7 条 (単元株式数)</u> <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
(新設)	<u>第 8 条 (単元未満株式についての権利)</u> <u>当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する</u>

	<u>ことができない。</u> <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による取得を請求をする権利</u> <u>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 7 条～第 46 条 (条文省略)	第 9 条～第 48 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第 6 条の変更並びに第 7 条及び第 8 条の新設の効力発生日は、平成 26 年 4 月 1 日とする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 変更の日程

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ① 定款変更のための取締役会決議日 | 平成 25 年 11 月 11 日 (月曜日) |
| ② 定款変更のための株主総会決議予定日 | 平成 25 年 12 月 17 日 (火曜日) |
| ③ 定款変更の効力発生日 | 平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日) |

以 上